

# 院外処方箋における疑義照会簡素化のプロトコール

疑義照会における病院医師及び調剤薬局薬剤師の負担軽減を目的とし、原則として事前に薬剤部担当者による説明を受け、適切な合意のもとに疑義照会簡素化プロトコールを運用するものと致します。

## 1. 処方変更に係る原則

- 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更し、お薬手帳等による情報提供を徹底する。
- 適応及び用法用量を遵守し、安定性や溶解性、体内動態等について薬学的解釈を行い、患者に利便性が向上する変更とする。
- 麻薬に関するものは除く。

## 2. 疑義照会不要項目（内用・外用共通）詳細は別紙一覧を参照

- ① 変更不可の処方以外での成分名が同一の銘柄変更（先発→先発、先発⇒後発、後発→後発）
- ② 剤型の変更については、別に掲げる範囲内（一覧参照）で変更を可能とする（用法・用量が変わらない場合のみ）
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ アドヒアランス等の理由により半割、混合すること、あるいはその逆
- ⑤ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」理由による一包化調剤
- ⑥ 薬歴上継続処方されている処方箋に残薬があるため、処方日数を調整（短縮）して調剤すること
- ⑦ Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の処方日数の適正化
- ⑧ 「1日おきに服用」や「週1回」、「月・水・金に服用」等と指示された処方箋が、連日投与の他の処方箋と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ⑨ 患者希望によるフレーバーの変更・追加
- ⑩ 内用頓服薬や外用剤において、具体的な用法が口頭等で指示（適用回数、適用部位、適用タイミング等）されている場合の用法の追加

## 3. 疑義照会不要事例の解説

- ① 変更不可の処方以外での成分名が同一の銘柄変更（先発→先発、先発⇒後発、後発→後発）

先発品間の変更、先発品から後発品への変更、後発品から先発品への変更可。

適応症が変わった場合は変更不可。

生活保護については生活保護法等関係する法令の遵守を優先すること。

例 1：フォサマック錠 35mg

→ ボナロン錠 35mg

→ アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」

② 剤型の変更については、別に掲げる範囲内（一覧参照）で変更を可能とする（用法・用量が変わらない場合のみ）

用法・用量が変わらない場合のみ変更可とする。

軟膏剤からローション剤、クリーム剤から軟膏剤等の製剤の変更は不可とする。

一般名処方の場合も変更可とする。

体内動態等を考慮し、効果・安全性が変わらないことを十分に確認すること。

- i. 錠剤（口腔内崩壊錠を含む）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤
- ii. 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤、粉碎指示の錠剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）
- iii. 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

例 1：【般】プロチゾラム OD 錠 0.25mg → グッドミン錠 0.25mg

→ レンドルミン D 錠 0.25mg

→ レンドルミン錠 0.25mg

例 2：ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠

例 3：タケプロン OD 錠 30 → タケプロンカプセル 30

例 4：リスペリドン OD 錠 1mg → リスペリドン内用液分包 1mg

例 5：アスペリン錠 10mg 2錠 → アスペリン散 10% 0.2g

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例 1: 20 mg 錠 1 回 2錠 → 40 mg 錠 1 回 1錠

例 2: 20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1錠

例 3: ヒルドイドクリーム 0.3% 25 g/本 2 本 → ヒルドイドクリーム 0.3% 50 g/本 1 本

例 4: モーラスパップ 30mg (6枚入) ×7袋 → モーラスパップ 30mg (7枚入) ×6袋

例 5: アズノールうがい液 (5mL) ×2本 → アズノールうがい液 (10mL) ×1本

④ アドヒアランス等の理由により半割、混合すること、あるいはその逆

例 1: ダイフェン配合錠 1錠 → ダイフェン配合錠 0.5錠×2

例 2: ワーファリン錠 1 mg 3.5錠 → ワーファリン錠 1 mg 3錠

ワーファリン錠 0.5 mg 1錠

⑤ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」理由による一包化調剤

抗腫瘍剤、およびコメントに1包化不可とある場合は除く

「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」以外の理由は、合意範囲外とする。

⑥ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、処方日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更を含む）

例 1: マグミット錠 330 mg 30 日分 → 16 日分（残薬が 14 日分あるため）

例 2: AZ 含嗽用配合細粒 2 g/包 30 包 → 10 包（残薬が 20 包あるため）

⑦ Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の処方日数の適正化

次回受診日を確認し、薬剤が不足となる場合に限る。

ただし、明らかに慢性疾患に対する処方である等、必要性や処方目的を精査すること。

不明な場合は疑義照会を行うこと。

⑧ 「1日おきに服用」や「週1回」、「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例1: アクトネル錠 17.5 mg (週1回製剤) 1錠/分 1 起床時 14日分 → 2日分

例2: (他の処方薬が30日分処方の時) バクトラミン配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分 → 15日分

⑨ 患者希望によるフレーバーの変更・追加

例1: エンシュア・H (バニラ味) ←→ エンシュア・H (コーヒー味)

例2: カリメート経口液 20% (アップルフレーバー) ←→ (オレンジフレーバー)

⑩ 内用頓服薬や外用剤において、具体的な用法が口頭等で指示（適用回数、適用部位、適用タイミング等）されている場合の用法の追加

処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている場合とする

口頭で具体的な指示が患者から聴取できた場合とする

例1: モーラステープ L3袋 1日1回 → 1日1回 腰

例2: フロセミド錠 20mg 1錠 1日1回 → 1日1回 体重が50kgを超えた時

4. その他

「お薬手帳」、「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックの推進をお願いいたします。

問い合わせは、下記までお願いいたします。

連絡先： 薬剤部 DI 室 TEL: 0478-55-1113 (代表) 、FAX: 0478-54-6132 (代表)